

令和3年度

甲府市任期付短時間勤務職員
甲府市育児休業代替任期付職員

採用試験案内

甲府市の求める人材（人財）

やる気を持って任期満了まで職務に取り組む意欲を持った人

市民から信頼され、協力して業務を進める力を持った人

協調性とコミュニケーション能力を持った人

試験日 令和3年5月29日（土）

受付期間 令和3年3月26日（金） ～ 令和3年5月10日（月）

★任期付職員の特徴

- （1）専門的知識、経験が必要となる場合や一定期間内に限り業務量の増加が見込まれる場合、また、市民サービスの提供体制を充実させるなどの場合に任用します。
- （2）正規職員と同等の身分、待遇となります。
- （3）勤務時間は、フルタイムは週38時間45分、短時間は週31時間です。

1 採用職種及び採用予定人員

	職種	採用予定人員	配置場所及び業務内容
短時間	★任期付短時間勤務職員		一定期間内に限り業務量の増加が見込まれる場合や、市民サービスの提供体制を充実させる場合などに任用します。
	行政事務職	4名程度	一般行政事務に従事
フルタイム	★育児休業代替任期付職員(※1)		育児休業を取得する職員の代替として、任期を定めて採用される職員です。
	行政事務職	若干名	一般行政事務に従事
	保健師	若干名	保健師の専門的な業務に従事
	管理栄養士	若干名	管理栄養士の専門的な業務に従事

※1 育児休業代替任期付職員の募集に関する注意事項等については、5ページの「甲府市育児休業代替任期付職員について」をご覧ください。

2 日程等

受付期間	令和3年3月26日(金)～令和3年5月10日(月)
試験日	令和3年5月29日(土)
試験受付会場	甲府市役所 本庁舎9階 会議室9-2

※ 新型コロナウイルス感染症をめぐり状況により、やむを得ず試験日程等を変更する場合があります。日程変更等の場合には、甲府市ホームページにて公表しますので、最新情報をご確認ください。(甲府市ホームページ <https://www.city.kofu.yamanashi.jp/>)

3 任用期間

	職種	任用期間
短時間	★任期付短時間勤務職員	
	行政事務職	令和3年8月1日～令和6年3月31日
フルタイム	★育児休業代替任期付職員	
	行政事務職	職員の育児休業期間(原則1年を超え3年未満)に応じて任期が設定されます。
	保健師	
	管理栄養士	

※人事異動等により任期内に配置職場が変更となる場合もあります。

4 受験資格

任期付短時間勤務職員、育児休業代替任期付職員のそれぞれの職種の受験資格は、次のとおりです。なお、すべての職種において年齢制限はありませんが、パソコン操作（Word、Excel 等）が可能な人とします。

職種	資格・免許等
行政事務職	・学校教育法による高等学校以上を卒業した人 （これらと同等の資格があると認められる人を含む） ・パソコン操作（Word、Excel 等）を十分に習熟している人
保健師	・保健師免許を取得している人又は令和3年7月31日までに免許を取得見込の人
管理栄養士	・管理栄養士資格を取得している人又は令和3年7月31日までに資格を取得見込の人

<障がい者受験資格>

- 障がいの有無にかかわらず、受験資格は同じですが、活字の試験が可能な人とします。
- ※ 試験を受験するのに介助などを必要とする場合は、試験申込書にその内容を記入してください。（ご希望の内容によっては対応できないことがあります。）

<欠格事項> 次の事項のいずれかに該当する人は、受験できません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (2) 甲府市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

5 最終結果の通知

令和3年6月下旬までに、受験者全員に最終結果を通知します。

6 勤務条件等

勤務場所	主な勤務地は甲府市役所本庁舎となりますが、出先機関に配属される場合もあります。
勤務時間	・短 時 間：週31時間勤務 ・フルタイム：午前8：30～午後5：15（週38時間45分） ※状況に応じて時間外勤務もあります。
休日等	週休日：土曜日・日曜日 休日：祝日・年末年始
休 暇	・短 時 間：年次有給休暇16日 ・フルタイム：年次有給休暇20日 ※年次有給休暇のほか、夏季休暇、忌引休暇等

7 給与

この採用試験に合格し採用される人の給料月額（地域手当含む）は、次のとおりです。

	行政事務職	保健師	管理栄養士
短時間	約 154,500 円	—	—
フルタイム	約 193,000 円	約 225,000 円	約 199,700 円
期末手当：2.55 ヶ月、勤勉手当：1.9 ヶ月（年間合計 4.45 ヶ月）			

このほか、通勤手当、時間外勤務手当等が要件に応じて支給されます。なお、任期中の昇給はありません。

8 試験方法等

(1) 第1次試験

試験種類等	内容
書類審査 (事前提出)	申込み時に提出されたエントリーシートや職務実績等により、職務に対する知識経験、実績、表現力、企画力等について審査するものです。

(2) 第2次試験

試験種類等	試験時間	内容
性格検査	40分間	職場への適応性などについて、ペーパーテストにより職務への対応や対人関係に関連する性格傾向などをみます。
論文試験	90分間	文章による表現力・構成力、課題に対する理解力等について、論述試験を行います。
面接試験	15分程度	人柄、性格、態度、意欲等をみます。

- ①書類審査の結果は、合否にかかわらず全員に通知します。合格者には、受験票を同封します。
- ②受験資格の有無、受験申込書の記載事項の真否についても調査します。
- ③各試験の実施順序、開始時刻は、申込者数の事情により変更する場合があります。
- ④携帯電話、スマートフォン、タブレット端末等のモバイル端末の試験中の使用は認めません。（時計代わりの使用も不可）

<試験当日に持参する書類等>

- ①受験票、②住民票（本籍・筆頭者・世帯主・続柄・マイナンバーの記載は不要）、③卒業（見込）証明書、④資格免許証の写し、⑤筆記用具等（HB鉛筆、消しゴム、鉛筆削り）※シャープペンシル不可

9 受験申込手続

申込み時 提出書類	①甲府市任期付職員採用試験申込書 ②エントリーシート ③合否通知等返送用封筒 (長3型封筒、必ず84円切手を貼ってください。)
申込方法	①甲府市任期付職員採用試験申込書と②エントリーシートに必要事項を記入し、 原則として受験者本人が提出書類を甲府市役所職員課人事係へ持参 してください。(都合により受験者本人が持参できない場合のみ、代理人の持参、郵送でも受け付けます。)郵送の場合は、封筒の表に「甲府市任期付職員採用試験申込書」と朱書きし、書留郵便で甲府市役所職員課人事係あてに送付してください。 申込みの際は、 書類選考の合否通知(受験票)を返送するための封筒 を用意してください。(市販の長3型封筒に送付先を記入し、必ず84円切手を貼ってください。)
受付期間	令和3年3月26日(金)～令和3年5月10日(月) 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日を除く) 郵送の場合は、締切日までの消印があるものに限り受け付けます。 なお、提出書類に不備があるものは受け付けません。
合否通知等の 発送	試験日の5日前までに到着するように郵送します。到着しないときは連絡してください。受験票が到着したら、試験日前6ヶ月以内に撮影した写真を受験票に貼ってください。
申込用紙配布 場所及び受付 場所	甲府市役所職員課人事係(本庁舎9階) 甲府市丸の内一丁目18番1号 TEL 055-237-5093(直通)

(注) 申込書、受験票及びエントリーシートへの記載事項に不正・虚偽等があると受験資格又は採用資格を失います。

10 試験結果の開示

この採用試験の結果については、甲府市個人情報保護条例第25条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができます。なお、電話やハガキ等による請求はできませんので、受験番号票及び受験者本人であることを明らかにする書類(身分証明書又は運転免許証等)を持参のうえ、受験者本人が開示場所へおいでください。

(土・日・祝日を除く。8:30～17:15)

開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所
受験者	総合得点及び総合順位	合格通知発送日の翌日から1月間	職員課

11 甲府市育児休業代替任期付職員について

(1) 注意事項等

①甲府市育児休業代替任期付職員とは

甲府市育児休業代替任期付職員は、育児休業を取得する職員の代替として勤務する職員で、正規職員と同様の職務に従事します。

②処遇等について

任期が定められていること以外は、勤務条件（給与、勤務時間、休暇、服務等）については、原則として正規職員と同様です。

ただし、育児休業及び育児短時間勤務を取得することはできません。

③育児休業代替任期付職員採用候補者名簿への登載について

ア 採用試験合格者は「育児休業代替任期付職員採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に登載され、採用される資格を取得します。

イ 名簿登載期間は、名簿登載の日から1年間です。（その間、職員の育児休業が発生した場合に応じて、採用について連絡をします。）

④任期について

ア 任期は原則として、1年を超え3年未満で、職員の育児休業期間等に応じて設定されます。なお、育児休業期間が短縮された場合において、配置換えを行うことがあります。

イ 職員が育児休業期間の延長を申請した場合、その期間内で任期を延長する場合があります。

⑤採用について

ア 名簿登載期間内であれば、一度採用された人でも他の職員の代替職員として再度採用される場合があります。

イ 職員の育児休業の取得状況によっては、名簿に登載されても採用されない場合があります。

⑥任期の定めのない職員の採用試験の受験について

ア 育児休業代替任期付職員として業務に従事しながら、任期の定めのない職員の採用試験を受験することができます。

イ 育児休業代替任期付職員への採用は、この他の本市職員の採用にあっては、何ら優先されるものではありません。

(2) 合格から採用までの流れについて

①最終合格者は、成績順に名簿に登載され、令和3年8月1日以降、職員の育児休業の状況等に応じて採用する予定です。ただし、名簿に登載されても必ず採用されるとは限りません。

②採用にあたっては、原則として名簿に登載されている順に採用の諾否を確認し、応諾後各種書類の提出などの手続きを別途依頼します。

③任期は、職員が育児休業を取得する期間に応じて決定されます。（育児休業の期間は最大3年間です。）

④受験資格を満たさない場合又は申込書等に虚偽の記載がある場合等は、合格を取り消し名簿から削除します。

12 試験に関する問い合わせ先

〒400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

甲府市役所総務部行政管理室職員課人事係

※令和3年4月1日からは、行政経営部人事管理室職員課人事係

TEL 055-237-5093

URL <https://www.city.kofu.yamanashi.jp/>